

～被害者と共に考え、共に歩む～

vol.27

支援センターだより



去る5月30日(土)、静岡県男女共同参画センター「あざれあ」において、「平成21年度理事会・総会」を開催いたしました。皆様のご協力のもと、平成21年度事業計画・予算等すべての議案審議を滞りなく済ませることができました。

総会終了後には、「犯罪被害者参加制度について」と題して、被害者等として参加されたご遺族、さらに被害者参加代理人弁護士として支えてくださった小倉博弁護士からご講演をいただきました。

強盗殺人事件等の凶悪犯罪での犯罪被害者参加適用裁判は県下初のことでしたので、理事を始め直接支援員各位も熱心に聴講されていました。

～目次～

- 「被害者参加裁判に参加して」
小倉博弁護士、被害者(遺族)
- 平成20年度会計報告・平成21年度予算
- 直接的支援の現状
- 直接支援員研修会報告
- “赤い羽根”共同募金助成決定
- 「犯罪被害者等支援講演会」お知らせ
- 賛助会費・寄付者一覧

静岡県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
NPO法人(特定非営利活動法人)

静岡犯罪被害者支援センター



電話相談

054-209-5533

受付時間：10時00分～16時00分

(土・日・祝日・年末年始を除く)

被害者参加裁判

「被害者参加裁判の被害者側の弁護士として」

弁護士 小倉 博

昨年12月に施行された被害者参加制度については、支援センター経由の強盗殺人事件、私のところに直接依頼のあった自動車運転過失致死事件の2件を担当させていただきました。詳細は字数の関係で省略しますが、担当にあたっては、まず、被害者の方に裁判に参加するという意味につき説明し、ご理解いただくことに時間を割きました。今までの傍聴席から見ていただけというのではなく、かなりの部分の証拠も事前に見ることができますし、意見陳述、証人や被告人への尋問も可能になったことの意義をお分かりいただかないと、参加しても、ただ法廷にいただけということになってしまいます。

また、当然のことながら生涯に初めての経験ですから緊張もするでしょうし、プレッシャーもあると思います。私は、そういう心配を未然に排除できるのであれば排除すべく、法廷で起こりうることについて参加人やその親族の方がたに説明しました。少しでも疑問な点があれば何回でもご説明したつもりです。また、開示された証拠は、可能な限り、全てを朗読し、事前にどんな証拠で裁かれるのかも理解していただきました。実際の法廷では、全部が朗読されるわけではないからです。

こうして、参加人を初めとすご遺族の被告人に対する疑問点や、被告人に伝えたいこと等を取りまとめていきました。これらを担当の検事と頻繁に打合せをし、重複や、矛盾がないようすり合わせていきました。強盗殺人事件の方では、参加人である被害者の姉による1問だけでしたが直接

の被告人質問も行いました。「私は、弟の最期を看取れませんでした。弟は長く苦しむことなく旅立ちましたか。弟の最期を教えてください。」というお姉さんの質問は、被害者親族の心の叫びであったと思い、今でも強く思い出されます。

さて、二つの事件とも手前味噌かもしれませんが、十分な事前準備をしてありましたので、法廷に混乱はありませんでした。「被害者参加制度には『法廷が感情的な復讐の場になる』との懸念が出ているが、遺族側の弁護士は『懸念を払拭すべく綿密な打合せを繰り返した』と振り返る。被告の弁護人も『感情的なやり取りになると予想していたがそうならなかった』と述べた（5月19日 静岡新聞）」と報じられましたが、せつかく犯罪被害者の得たこの制度を安定的に定着させるためにも、十分な事前打合せ、検察官との連携が必要だと思っています。最後に、弁護士には何かと気の回らない細かいケアを支援センターの方々が行ってくれたことに感謝して筆を置きます。



判に参加して…

(事件発生年月日) 平成20年10月7日
(支援期間) 平成20年12月5日～平成21年6月22日
(支援内容) ○ 訪問・面接…3回 ○ 司法機関付添(検察庁)…3回
○ 司法機関付添(裁判所)…2回 ○ 関係機関との連絡調整(弁護士)…5回
○ 関係機関との連絡調整(その他)…1回 ○ 公判付添い…2回
(支援従事者) 延べ39人

判決が出るまで16回の支援を実施しましたが、上記以外にも関係者と事あるごとに電話をする等連絡を密にし、連携を取りながら支援にあたりました。

「被害者参加裁判に参加して」

被害者遺族 Y.T

去る5月14日の朝、弟・姪・夫と娘2人、支援センターの方々と共に検察庁に集まり、事件のあった10月7日から7か月、今から行われる裁判への不安な気持ちをかき消すように皆で話をしながら裁判所に向かいました。

私が法廷に立つことを決めたのは、被害者参加制度ができたことを検事さんや弁護士さんより説明を受け、最初はどのようにしたらいいのかわからなかったのですが、小倉弁護士さんと何度も話し合いを重ねていく中で、

“自分の口から弟の最期の様子を直接被告人に聞きたい”

という強い気持ちが芽生え、被告人質問と意見陳述をする決心をしました。

いざ法廷に入ることが決まってから、私や私の家族の中でいくつかの心配事が出てきました。被告人を目の当たりにして尋常でいられるのだろうか、被告人と近くになる証言台で意見陳述をする時危険はないだろうか等、そのような不安を弁護士さんや支援センターの皆様にご相談しました。

その心配事は支援センターの方に常に寄り添っていただくという形で無事に乗り切ることができました。

被害者遺族は、悲しみの中で事件に関する物事をこなしていかなくてはなりません。そんな日々の中で弟のことを思い出しては涙したり、初めて体験する書類や手続きに苦渋の毎日でした。

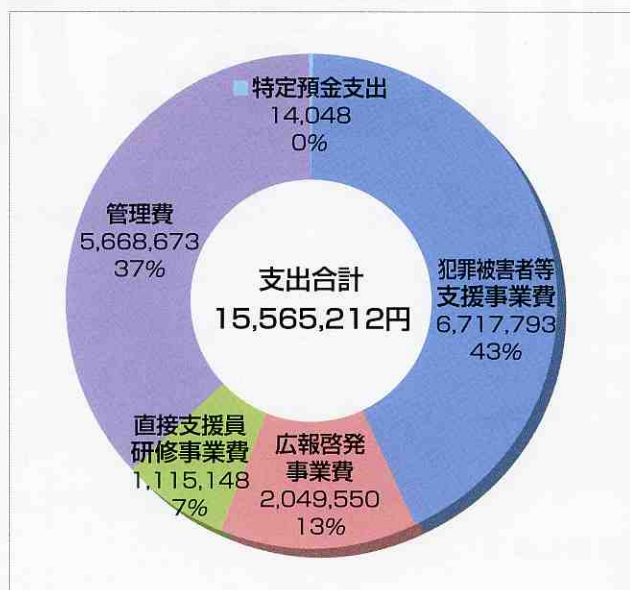
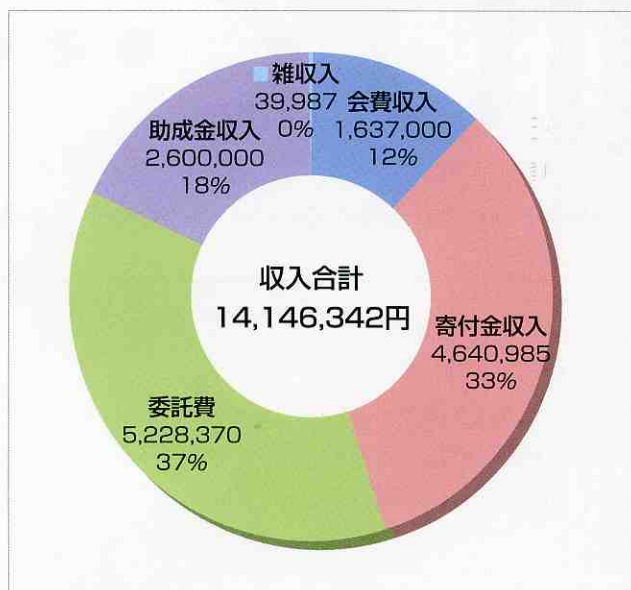
6月22日の判決は求刑どおり無期懲役でした。判決が言い渡された瞬間、姪や娘たちが泣きじゃくっている姿が法廷から見えました。皆から愛されていた弟でした。

今は落ち着いた生活を送っていますが、何かにつけ弟のことを思い出し、「生きていてくれたらなあ」と涙を流す日もあります。

裁判にあたり、検事さん、何度となく面談をして助言いただいた小倉弁護士さん、いつも身近にいて心の支えになって下さった支援センターの皆様感謝の気持ちでいっぱいです。



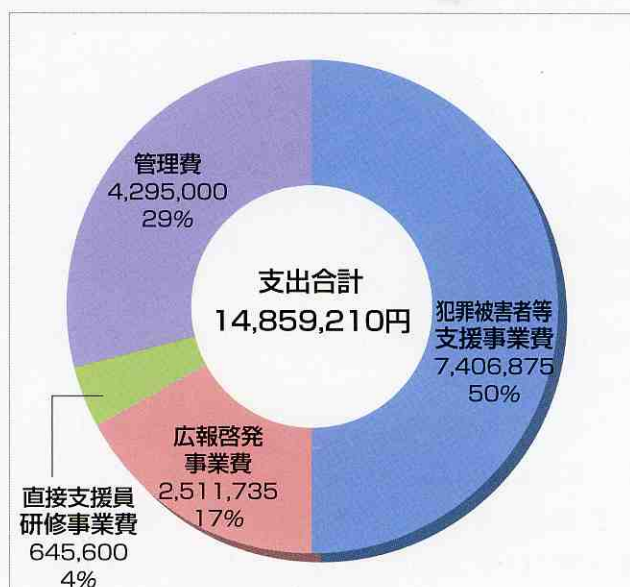
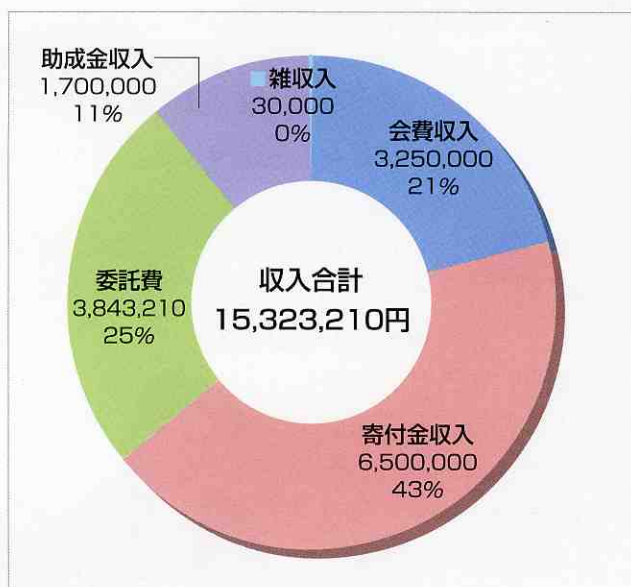
平成20年度会計収支報告



収入の部では、会費・寄付金収入が前年に比べ併せて2,356千円減少。また助成金については、目標でありました早期援助団体の指定を19年度に取得できたことから、日本財団からの助成が3,290千円減額されました。しかし委託費については、671千円増額され、直接的支援事業を充実させることができました。

支出の部では、直接的支援事業が増加したことにより、犯罪被害者等支援事業費が半数を占めています。管理費については、人件費や消耗品費並びに通信運搬費を見直し、2,390千円の削減を図りました。

平成21年度会計収支予算



21年度は、委託費並びに助成金が併せて2,282千円減額されることから、経済情勢が悪化している中ではありますが、会費及び寄付金の獲得のため、ファンドレイジング活動並びに広報啓発活動にも力を入れる必要があります。

支出面では、犯罪被害者支援が増加することが予想されるため支援事業費を増額し、また広報啓発活動費も増額しました。管理費については、昨年同様に経費削減に努めていきたいと考えております。

直接的支援の現状

平成20年度の支援件数は、84件でしたが、本年度は下表から見ても分かるように、8月末現在で67件と昨年同期を上回っています。特徴としては、性犯罪事件が増加傾向にあり、被害者やご家族から、精神面のケアや裁判所等への付添い支援等の要望が増加しています。

また、本年1月から導入したサポートカードを基に、被害者の了解を得た上で、事件・事故直後の被害情報が支援センターへいち早く寄せられるようになり、早い段階でアプローチできるようになりました。

今後も電話・面接相談並びに直接的支援が増加することが予想されます。支援者側も相談者に寄り添い、少しでも精神的負担軽減に努めてまいりたいと思っております。



平成21年度8月末 直接的支援状況

(平成21年4月1日～
平成21年8月31日)

(1) 支援件数

支援内容	支援件数	昨年同期比
公判付添い	9	6
裁判所・検察庁付添い	12	8
関係機関との連絡調整 (弁護士・行政等)	27	26
病院付添い	3	1
訪問面接	16	1
合計	67	42

(2) 事件別



支援に携わって… 直接支援員より



「被害者参加制度」に基づく被害者参加人の付き添いとして、ご遺族とともに入廷しました。

裁判当日に初めて被告と向き合うご遺族の心の動揺を慮り、また入廷中は水分補給もできない状況も考え、あれこれと事態を想定して臨みましたが、終始落ち着き、毅然とした態度に、こちらが勇気づけられました。被告人に対する質問、意見陳述も堂々と、お気持ちを訴えられご立派でした。

裁判当日はもとより、そこに至るまでの道のりは本当に大変だったと思います。参加人弁護士も、いつも遺族の声に耳を傾け、丁寧な説明と、的確なアドバイスで応じ続けてくださいました。打ち合わせのためにお会いするごとに、信頼関係が深まっていく様子がうかがえました。ご遺族を中心として、弁護士、検事、支援者が裁判に向かって一つになって動いたという感じがします。

ご遺族の心情としては、どのようにしても尽くしきれない思いは、払拭できないこととお察しいたします。

裁判を通してご遺族が、その時点でできうる限りのことをして欲しいと願いながら、傍らから応援させていただきました。(S.Y)

直接支援員研修会



5月8日(金)から平成21年度直接支援員研修会が始まりました。本年度は、全14回の講座を計画しており、9月末現在で8講座を終了しました。

第6回講座では、犯罪被害者支援ネットワーク会長 山上皓先生にお越しいただき、「被害者支援の現状と今後の課題」と題して講義をいただきました。

今後は、裁判所、検察庁の職員の方の講座と犯罪被害者(遺族)との交流研修会を予定しております。

静岡犯罪被害者支援センターも、近年直接的支援が増加しています。直接支援員の皆様には、今後も被害者(遺族)に寄り添った支援ができるよう、研修会を通して多くのことを学び、実践していただきたいと思います。

赤い羽根
共同募金

「赤い羽根」共同募金」助成交付決定!!

本年11月28日(土)に静岡県男女共同参画センター「あざれあ」大ホールにおいて開催される「平成21年度犯罪被害者等支援講演会inしずおか」の講演会事業に対して、「赤い羽根」共同募金の助成申請を行ったところ、交付が認められ、去る7月14日(火)、共同募金助成金交付式に出席し、社会福祉法人静岡県共同募金会 松浦康男会長様より目録を受け取りました。県民の皆様のご善意により集められた大切な募金です。この助成を通じて、多くの方々に犯罪被害者支援活動を理解していただき、支援の必要性を訴えていきたいと考えています。



「赤い羽根」共同募金とは?

民間社会福祉事業を推進するための財源を国民ひとりひとりの自発的な助け合いの精神で集めようとする全国的募金運動で、赤い羽根運動をシンボルとしています。

共同募金運動は、全国およそ200万人の奉仕者の協力を得て毎年10月から12月まで行われ、とくに12月は歳末たすけあい運動として実施されています。寄付金は、その地域でもっとも必要性の高い社会福祉施設などに配分されています。



犯罪被害者等支援講演会inしずおか

来る11月28日(土)、静岡県男女共同参画センター「あざれあ」大ホールにおいて講演会を開催します。

平成7年に娘さんをフランスで殺害され、10年にわたるフランスの重罪裁判(陪審員制度、附带私訴)に被害者家族として参加された、浜松市在住の藤生好則、君江ご夫妻に当時を振り返りながら、ご講演をいただきます。

また、静岡県警察音楽隊と静岡市立長田西中学校吹奏楽部の皆さんによる演奏会も予定しております。

申込みは、静岡市コールセンター(TEL 054-200-4894)へお願いします。

11月5日(木)より受付いたします。多くの皆様のご来場をお待ちしております。



支援センターの運営を支えてくださる皆様

～こころより感謝申し上げます～

平成21年5月1日～平成21年8月31日 アイウエオ順(敬称は略させていただきました。)

青嶋 まさ子	赤池 培男	株式会社赤阪鐵工所
赤堀 隆治	赤松 茂	浅賀 由幸
芦澤 節子	熱川防犯協会	熱海市観光協会
熱海市町内会長連合会	熱海商工会議所	渥美 倭夫
新居地区安全運転管理協会	池谷 はるみ	石居 昌巳
石澤 茂子	石割 誠	株式会社伊藤園静岡相良工場
伊藤 順子	伊東地区安全運転管理協会	イハラ観光株式会社
井柳 博雄	磐田警友会	遠藤 守
太田 こさと	大庭 茂利	大村 裕二
小楠 和男	株式会社織田工務店	織田 史子
片田 弘子	加藤 光宏	関東自動車工業株式会社
蒲原地区連合自治会	菊川警友会	木宮 明恵
警察本部刑事部機動捜査隊	有限会社幸祐	コーニングジャパン株式会社
御殿場警友会	後藤 磯吉	小林 省吾
株式会社コプレック	西東石油株式会社	櫻井 彰利
笹原 武	静岡ガス株式会社	静岡漁業協同組合
社団法人静岡県安全運転管理協会	静岡県飲食業生活衛生同業組合	静岡県企業防衛対策協議会
静岡県経済農業協同組合連合会	静岡県警察官友の会	静岡県警察官友の会新居支部
静岡県警察官友の会菊川支部	静岡県警察官友の会静岡南支部	静岡県警察官友の会島田支部
静岡県警察官友の会下田支部	静岡県警察官友の会藤枝支部	静岡県警察官友の会富士支部
静岡県警察官友の会牧之原支部	静岡県警察西部運転免許センター	静岡県警察本部運転免許課
社団法人静岡県警備業協会	社団法人静岡県警友会	静岡県交通安全協会蒲原地区支部
静岡県交通安全協会新居地区支部	静岡県交通安全協会伊東地区支部	静岡県交通安全協会磐田地区支部
静岡県交通安全協会御殿場地区支部	静岡県交通安全協会静岡中央地区支部	静岡県交通安全協会静岡南地区支部
静岡県交通安全協会清水地区支部	静岡県交通安全協会浜北地区支部	静岡県交通安全協会浜松中央地区支部
静岡県交通安全協会浜松東地区支部	静岡県交通安全協会藤枝地区支部	静岡県交通安全協会富士宮地区支部
静岡県交通安全協会三島地区支部	静岡県交通安全協会焼津地区支部	静岡県自治会連合会
静岡県自転車軽自動車商業協同組合	社団法人静岡県自動車会議所	社団法人静岡県柔道整復師会
静岡県農協暴力防犯対策協議会	社団法人静岡県防犯協会連合会	静岡市清水区自治会連合会

《賛助会員・寄付のお願い》

静岡犯罪被害者支援センターの活動は、皆様の寄付金等で支えられています。当支援センターの主な活動として、電話相談、直接的支援、支援員の養成・研修、広報啓発活動等を行っています。被害者支援活動の趣旨にご賛同いただき、ご支援ご協力をお願いいたします。

賛助
会費

法人・団体 1口 10,000円以上
個人 1口 2,000円以上

賛助会員の方々には、広報誌「支援センターだより」などをお送りしています。

また、被害者支援講演会等のイベントを開催する際には事前にお知らせいたします。

【振込口座】郵便振替：口座番号 00870-7-50944 【加入者名】静岡犯罪被害者支援センター

支援センターの運営を支えてくださる皆様

～こころより感謝申し上げます～

平成21年5月1日～平成21年8月31日 アイウエオ順（敬称は略させていただきました。）

NPO法人静岡県ボランティア協会	静岡中央警察署	静岡中央警友会
静岡鉄道株式会社	静岡南警察署	静岡南警友会
静岡南地区安全運転管理協会	島田商工会議所	清水警察署
清水警察署管内職場防犯管理協会	清水地区安全運転管理協会	下田警察署
下田地区安全運転管理協会	株式会社ジャックオーシャンスポーツ	周智防犯協会
准也基金（代表 朝比奈 幹夫）	新村 悦之	鈴木 理久
鈴木 敏弘	裾野ライオンズクラブ	静岡信用金庫
静宝印刷 小杉 昌子	静洋スイマーズ	竹田 昌久
田子の浦埠頭株式会社	医療法人社団聖頭敬会田中医院	田辺 直子
千歳町自治会	中部電力株式会社 静岡支店	寺田 愛子
有限会社東京興業	富永 秀幸	中田 力太
中村 佳弘	日機装株式会社静岡製作所	沼津警友会
沼津駿東遊技場組合	沼津地区安全運転管理協会	萩原 静男
株式会社橋本組	長谷川 洋子	浜北地区安全運転管理協会
浜松市自治会連合会	浜松商工会議所	浜松東警察署
浜松遊技業組合	春田 忠治	伴 信彦
宗教法人 日限地藏尊	藤枝地区安全運転管理協会	富士信用金庫
富士宮警察署	富士宮市区長会	株式会社富士ホンダ
藤本 順一	芙蓉監査法人	株式会社芙蓉リサーチ
星野 健兒	星 泰雄	細江警察署
ほのか倶楽部株式会社	堀 進	株式会社前田バレエ学苑
前林 孝一良	増田 三好	株式会社松岡カッター製作所
松崎警察署	松澤 紘一郎	松本 喜代子
株式会社丸川	株式会社マルハチ村松	三島市自治会連合会
三島商工会議所	三島地区安全運転管理協会	三島遊技場組合
宮坂 武司	株式会社村田建設	望月 威男
望月燃料株式会社	守屋 千恵子	藪崎 二三男
山下 いそゑ	山田 知広	山中 一成
山本 正幸	吉原ロータリークラブ	脇田 すみ枝
割鞘 健太郎	匿名 5件	

～事務局からのお知らせ～

◇ 今後のスケジュール ◇

- 10月11日(金) } イオン・イエローレシートキャンペーン街頭広報(場所:ジャスコ清水店)
- 11月11日(水) }
- 10月31日(土) チャリティーコンサートin伊豆(場所:修善寺総合会館大ホール)
- 11月25日(水) 「犯罪被害者週間」初日街頭広報(場所:JR静岡駅構内)
- 11月28日(土) 「犯罪被害者等支援講演会inしずおか」(場所:あざれあ大ホール)

ホームページアドレス

<http://www.shizuoka-hhsc.jp>

後援

静岡県警察本部
静岡県被害者支援連絡協議会

発行 NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター
〒420-0839
静岡市葵区鷹匠3丁目7番21号

発行責任者 専務理事兼事務局長 佐々木 宏

発行月 平成21年10月